

国民年金

生活パターンが変わったら届出を！！

年金は届出主義ですので、決められた届出をキチンと行いましょう。

その時々届出を忘れると、将来、年金が受けられない場合があります。

あなたの年金を受け取る権利を守るためにも、届出は確実にいきましょう。



こんなときは、必ず届出を！ 届出の際は、届出先をご確認ください。

こんなとき	どうする	届出先
国民年金に入る・やめる		
20歳になったとき	→ 厚生年金・共済組合加入者以外 は国民年金に加入手続きをする	→ 第1号被保険者 保険課国保年金係 第3号被保険者 配偶者の勤務先
会社を退職したとき	→ 国民年金に加入手続きをする (被扶養配偶者も同様)	→ 保険課国保年金係
結婚や退職等で配偶者の扶養 になったとき	→ 第3号被保険者への種別変更 の手続きをする	→ 配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	→ 第3号被保険者から第1号被 保険者への種別変更の手続きをする	→ 保険課国保年金係
年金手帳をなくしたとき	→ 再交付の手続きをする	→ 第1号被保険者 保険課国保年金係 第3号被保険者 宇都宮西社会保険事務所
保険料を納める		
納付書を紛失したとき	→ 納付書の再発行を申し出る	→ 宇都宮西社会保険事務所
収入が少ないとき	→ 保険料免除の申請をする	→ 保険課国保年金係
30歳未満で収入が少ないとき	→ 若年納付猶予の申請をする	→ 保険課国保年金係
学生で収入が少ないとき	→ 学生納付特例の申請をする	→ 保険課国保年金係

大切な「未来」への情報をお届けします

「ねんきん定期便」

社会保険庁では、より身近でわかりやすい年金をめざして、年金加入記録や年金見込額などの情報を皆さんにお届けする「ねんきん定期便」を開始しました。

まず、35歳を迎える人にお届けします。

平成19年3月から、35歳の誕生日を迎える人に、誕生月の前月に「ねんきん定期便」を送付しています。(平成19年4月2日以降に35歳の誕生日を迎える人が対象です。)

お届けする年金加入記録は次のとおりです。

これまで加入した公的年金制度の加入月数

国民年金の保険料納付月数及び保険料免除月数等

厚生年金保険及び船員保険の資格取得年月、資格喪失年月日、事業所名称又は船舶所有者名称

共済組合記録の加入期間、加入月数

年金制度の加入状況に応じたメッセージ

「ねんきん定期便」は、平成20年度から全ての被保険者の人にお届けできるように準備を進めています。(年金を受給される年齢までお知らせする予定です。)

35歳は節目の年齢です。老齢年金を受給するためには、25年以上の加入期間が必要です。35歳から加入しても、継続して保険料を納付していただければ、この要件を満たすことができます。年金加入期間の節目である35歳の時点で、ご自身の年金加入記録をご確認ください。

問い合わせ先

宇都宮西社会保険事務室

☎028(622)4222

保険課 国保年金係 ☎9134